

■実行関税率表 2023 新旧対照表・正誤表 (2023/04/03)

※下線部 ( ) は改正に伴い変更となる箇所、波線部 (〰) は正誤に係る訂正箇所です。

(1)第 70 類注 2 (c) の記載の一部を訂正する。

| 頁   | 新  | 旧   |
|-----|--|---|
| 702 | (c) 「吸収層、反射層又は無反射層」とは、赤外線等を吸収し、ガラスの透明度若しくは半透明度を保持しつつ反射特性を高め、又は反射光を防止するために塗布した金属又は化合物（例えば、金属酸化物）の極めて薄い層をいう。 | (c) 「吸収層、反射層又は無反射層」とは、赤外線等を吸収し、ガラスの透明度若しくは半透明度を保持しつつ、 <u>〰</u> 反射特性を高め、又は反射光を防止するために塗布した金属又は化合物（例えば、金属酸化物）の極めて薄い層をいう。 |

(2)第 73 類中の脚注の記載の一部を削除する。(2023 年 3 月 31 日から適用)

| 頁   | 新    | 旧  |
|-----|------|--|
| 749 | (削除) | <u>(注) 7307.93 のうち 炭素鋼製のもの 不当廉売関税 (附表参照)</u>                                 |
|     | (削除) | <u>(Note) ex 7307.93 Of carbon steel : Anti-Dumping Duty (see the annex)</u> |

(3)第 84 類注 1 (b) の記載の一部を訂正する。

| 頁   | 新  | 旧  |
|-----|--|--|
| 793 | (b) 陶磁製のポンプその他の機械類及び機械類（材料を問わない。）の陶磁 <u>製</u> の部分品（第 69 類参照） | (b) 陶磁製のポンプその他の機械類及び機械類（材料を問わない。）の陶磁 <u>器</u> の部分品（第 69 類参照） |

(4)第 87 類注 2 の記載の一部を訂正する。

| 頁   | 新  | 旧   |
|-----|--|---|
| 866 | 2 (省略)<br>第 87.01 項のトラクター用に設計した互換性のある機械及び工具（トラクターに取り付けてあるかないかを問わない。）は、 <u>〰</u> トラクターとともに提示する場合であっても、それらがそれぞれ属する項に属する。 | 2 (省略)<br>第 87.01 項のトラクター用に設計した互換性のある機械及び工具（トラクターに取り付けてあるかないかを問わない。）はトラクターとともに提示する場合であっても、それらがそれぞれ属する項に属する。 |

(5)附表「現在発動中の特殊関税」の一部を変更する。(2023年3月31日から適用)

| 頁    | 新   | 旧   |      |  |    |   |      |                                   |      |                                 |
|------|---|---|------|--|----|---|------|-----------------------------------|------|---------------------------------|
| 8    | <p>(削除)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p>   | <p>(4) 大韓民国産及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)産炭素鋼製突合せ溶接式継手</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="922 341 1070 384">対象品目</td> <td data-bbox="1070 341 2085 488"> <p>関税率表第 7307.93 号に掲げる継手(突合せ溶接式のものに限る。)のうち炭素鋼製のもの<br/>(同表第 72 類の注 1(d)の鋼を材料として製造されたもののうち、同表第 72 類の注 1(f)のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="922 488 1070 730">税率</td> <td data-bbox="1070 488 2085 730"> <p>・大韓民国を原産地とするもの<br/>69.2% (ティーケー・コーポレーション (TK CORPORATION) により生産されたものにあつては、41.8%)</p> <p>・中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とするもの<br/>57.3%</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="922 730 1070 774">課税期間</td> <td data-bbox="1070 730 2085 774">平成 30 年 3 月 31 日～平成 35 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="922 774 1070 817">根拠法令</td> <td data-bbox="1070 774 2085 817">炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する政令</td> </tr> </table> <p>(注)上記の関税は、通常の税率(実行関税率表に掲載された税率)による関税のほかに追加的に課されるものです。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> | 対象品目 | <p>関税率表第 7307.93 号に掲げる継手(突合せ溶接式のものに限る。)のうち炭素鋼製のもの<br/>(同表第 72 類の注 1(d)の鋼を材料として製造されたもののうち、同表第 72 類の注 1(f)のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。)</p> | 税率 | <p>・大韓民国を原産地とするもの<br/>69.2% (ティーケー・コーポレーション (TK CORPORATION) により生産されたものにあつては、41.8%)</p> <p>・中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とするもの<br/>57.3%</p> | 課税期間 | 平成 30 年 3 月 31 日～平成 35 年 3 月 30 日 | 根拠法令 | 炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する政令 |
| 対象品目 | <p>関税率表第 7307.93 号に掲げる継手(突合せ溶接式のものに限る。)のうち炭素鋼製のもの<br/>(同表第 72 類の注 1(d)の鋼を材料として製造されたもののうち、同表第 72 類の注 1(f)のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。)</p>      |   |      |  |    |   |      |                                   |      |                                 |
| 税率   | <p>・大韓民国を原産地とするもの<br/>69.2% (ティーケー・コーポレーション (TK CORPORATION) により生産されたものにあつては、41.8%)</p> <p>・中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とするもの<br/>57.3%</p> |   |      |  |    |   |      |                                   |      |                                 |
| 課税期間 | 平成 30 年 3 月 31 日～平成 35 年 3 月 30 日   |   |      |  |    |   |      |                                   |      |                                 |
| 根拠法令 | 炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する政令   |   |      |  |    |   |      |                                   |      |                                 |